あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

# その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年４月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　　：　　藤井　真司

新年度の始まりですね。今年は桜の開花がとても早かったので、４月は葉桜の見ごろになりそうです。

政権も変わって、世の中は少しだけ景気が良くなっていく予感がしているようで、明るい記事が少し増えたように思います。

さて、このコラムも３年目に突入しました。一年をかけて“相続について考える”機会があればいいと思って続けてきました。今年も振り出しから始めたいと思います。

相続はどなたにも起こる問題です。なぜなら、両親から生まれてきて、自分の子供を授かり、そして死んでゆくという逃れられないサイクルがあるから、すべての人に起こることなのです。

確かに、相続を財産にのみスポットを当ててしまうと、関係ない人が出てくるかもしれませんが、実際は財産だけでなく、もっと大きな意味で考え、亡くなった方の想いも相続出来ると素晴らしいと思います。

誰でも、いつか誰かの大切なものを受け継ぎ、そして、自分の大切な何かを誰かに引き継いでもらう日は、必ずやってくることを・・・・

## 相続とは何だろう？　家族の絆を考える。

私のもとに相続の相談に来たお客様の話です。佐藤哲生さん（仮名・４０歳）は、自宅の相続のことで相談にいらっしゃいました。自宅の土地と建物はお父さんと長男である哲生さんが２分の１ずつの共有で持っていたのですが、お父さんが突然亡くなって相続が発生したのです。お母さんは、数年前に他界されており、相続人は哲生さんの他に二男の章生さん（仮名・３５歳）がいます。兄弟仲は決して悪いわけではないのですが、丁度、自分のやっている事業がうまくいかなくてお金が欲しい時でした。章生さんは、相続分相当の現金を要求してきましたが、哲生さんには、手元にそんなお金はありません。どうにかして工面しようとしましたが、うまくいきませんでした。章生さんは、早くお金を準備してくれと催促してきます。途方に暮れて哲生さんは、当事務所の扉を叩いたのです。結局、哲生さんは自宅を売って、お金を工面しなくてはならなくなりました。兄弟が住んでいた思い出もなくなり、哲生さん一家はアパートに住むことになったのです。

もし、お父さんが遺言書を作っていれば、遺留分相当（相続分の２分の１）の預金を準備していたでしょう。また、お父さんの子供たちへの想いを伝えることで、兄弟で力を合わせて、その家を守ったかもしれません。

家族の絆を考える時、亡くなった人の強い想いを伝えることが出来たら・・・と考えずにはおられません。

相続するのは財産だけではなく、亡くなった人の心も一緒に受け継ぐのだとしたら・・・その気持ちを伝えることが出来たなら・・・そう考えると遺言の効果はとても大きなものとなるでしょう。私はそう思います・・・

## ここでちょっと豆知識

法定相続分は次の通り

| | |
|---|---|
| 配偶者と子 | ２分の１・２分の１ |
| 配偶者と直系尊属 | ３分の２・３分の１ |
| 配偶者と兄弟姉妹 | ４分の３・４分の１ |

遺留分は、法定相続分の２分の１

ただし、直系尊属のみの場合は３分の１

兄弟姉妹には遺留分はありません。